横浜市出産・子育て応援事業実施要綱

制 定 令和 5 年 2 月 1 日 こ地子第 2629 号(こども青少年局長決裁) 最近改正 令和 5 年 10 月 10 日 こ地子第 1743 号(こども青少年局長決裁)

(目的)

第1条 本要綱は、厚生労働省子ども家庭局長が定める伴走型相談支援及び出産・子育で応援給付金の一体的実施事業実施要綱(令和4年12月26日子発1226第1号)による伴走型相談支援及び出産・子育で応援給付金の一体的実施事業に基づき、こども・子育で世代への支援として、妊娠から出産後の子育でに至るまでの間、伴走型相談支援と経済的支援を一体として行い、これにより、横浜市出産・子育で応援事業(以下「本事業」という。)を実施するため、必要な事項を定める。

(実施主体等)

- 第2条 本事業の実施主体は、横浜市とする。
- 2 本事業の主管は、こども青少年局地域子育て支援課とする。
- 3 本事業は、こども青少年局地域子育て支援課及び区福祉保健センターにおいて実施する。

(対象者)

- 第3条 本事業の対象者は、他の要綱等に規定があるもののほか、以下の各号のいずれにも 該当する者とする。
 - (1) 横浜市に住所を有する者
 - (2) 令和4年4月1日以降に妊娠している妊婦又は令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する者(以下「妊婦等」という。)
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(事業内容)

- 第4条 事業の内容は、以下の各号に定めるものとする。
 - (1) 出産・育児等の見通しを立てるための妊婦等との面談、妊婦等が答えたアンケートに 基づく子育て支援等の伴走型相談支援
 - (2) 出産応援金および子育て応援金の交付等の経済的支援
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、本事業に関して必要な事項は、こども青少年局長 が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。